

北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月20日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てに適している北広島団地地区のイメージを高め、市内外で展開されるシティセールスを支援するため、北広島団地地区の愛称、シンボルマーク及びキャッチコピー並びにこれらを組み合わせたロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を制定するとともに、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「北広島団地地区」とは、広葉町、栄町、輝美町、北進町、若葉町、南町、青葉町、白樺町、高台町、里見町、泉町、松葉町、緑陽町及び山手町の地区をいう。

(ロゴマークの意匠)

第3条 北広島団地地区のロゴマークの意匠は、別図の北広島団地地区ロゴマーク意匠マニュアル(以下「マニュアル」という。)のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する一切の権利は、北広島市に属する。

(使用承認)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長に対し、北広島団地地区ロゴマーク使用(使用変更)申請書(別記第1号様式)にロゴマークを使用して作成又は製造する物件等(以下「使用物件等」という。)のデザインが分かる書面を添付して提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市がその業務のために使用するとき。
- (2) 市が構成員である実行委員会その他のものが実施する事業に使用するとき。
- (3) 北広島商工会及び北広島市観光協会が市の承諾を受けて実施する事業に使用するとき。
- (4) 北広島団地地区内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が地域的な共同活動を行うことを目的として使用するとき。
- (5) 報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (6) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいるとき。

る者が北広島団地地区に関する業務のために使用する時。

- (7) 不動産販売業又は不動産貸付業を営んでいる者が北広島団地地区内に存する不動産に係る広告又は宣伝の業務のために使用する時。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認(以下「使用承認」という。)に関し使用条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく申請書の提出があったときは、当該申請をした者に対し、使用承認をした場合にあっては北広島団地地区ロゴマーク使用(使用変更)承認通知書(別記第2号様式)、使用承認をしなかった場合にあっては北広島団地地区ロゴマーク使用(使用変更)不承認通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)が、当該使用承認された内容を変更しようとする場合に準用する。

(使用の制限)

第6条 市長は、前条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく申請(以下「申請」という。)の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしない。ただし、特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれのあるもの
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるもの
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるもの
- (5) その他ロゴマークを使用することが適当でないとするもの

(使用承認期間)

第7条 使用承認をする期間は、当該使用承認をした日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度として、市長がその都度定める。

- 2 使用者は、前項の期間の終了後、再度ロゴマークを使用しようとするときは、新たに使用承認を受けなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用物件等の完成の報告)

第9条 使用者は、使用物件等が完成したときは、速やかに北広島団地地区ロゴマーク使用物件等報告書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書を提出するときは、完成した使用物件等を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用物件等の提出が困難であるとき。
- (2) ロゴマークを紙に刷り込みする場合等完成した使用物件等の確認が容易であるとき。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用すること。
- (2) 第5条第2項の規定に基づき市長が付した使用条件に従うこと。
- (3) 使用承認を受けたことによって生じる権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークはマニュアルに基づき使用し、改変等をしないこと。
- (5) 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、ロゴマークに関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) 第6条各号に掲げる事項に該当しないこと。

(使用承認に係る報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、使用承認を受けた事項に係る報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示を行うことができる。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマークを使用することが不適當であるとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき使用承認を取り消したときは、当該使用承認を取り消された者に対し、北広島団地地区ロゴマーク使用承認取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定に基づき使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後においては、当該取り消された使用承認に係る使用物件等を使用してはならない。
 - 4 市長は、第1項の規定に基づき使用承認を取り消したときは、当該使用承認を取り消された者に対し、当該取り消された使用承認に係る使用物件等の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第13条 前条第1項の規定により使用承認を取り消した場合において、当該使用承認を取り消された者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においても、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画財政部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

別記第 1 号様式(第 5 条関係)

北広島団地地区ロゴマーク使用(使用変更)申請書

年 月 日

北広島市長 様

北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱第 5 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおりロゴマークの使用(使用変更)を申請します。

申請者 (団体の場合は団体名 及び代表者名等)	住所 〒		
	氏名		
	連絡先		
使用する ロゴマーク		カラー	
		モノクロ	
使用目的			
使用形態			
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

関係書類(ロゴマークを使用するデザインの分かる書面ほか)を添付してください。

別記第 2 号様式(第 5 条関係)

北広島団地地区ロゴマーク使用(使用変更)承認通知書

第 号
年 月 日

様

北広島市長

北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱第 5 条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、その内容を審査した結果、次のとおり使用(使用変更)を承認しましたので通知します。

使用する ロゴマーク		カラー	
		モノクロ	
使用目的			
使用形態			
使用承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用条件			

- 承認された内容に変更が生じる場合は、あらかじめ、変更の内容を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- 次に掲げる事項を遵守してください。
 - 使用承認を受けた内容にのみ使用すること。
 - 使用条件に従うこと。
 - 使用承認を受けたことによって生じる権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - ロゴマークはマニュアルに基づき使用し、改変等をしないこと。
 - 商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、ロゴマークに関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
 - 北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱第 6 条各号に掲げる事項に該当しないこと。
- 次に掲げる事項に該当した場合は、使用承認を取り消します。
 - 北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - 正当な理由がなく、北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱第 11 条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
 - (1)から(3)までに掲げるもののほか、ロゴマークを使用することが不適当であるとき。
- 使用物件等は、完成後、速やかにその物件を添えて、市長に提出しなければなりません。

別記第 3 号様式(第 5 条関係)

北広島団地地区ロゴマーク使用(使用変更)不承認通知書

第 号
年 月 日

様

北広島市長

北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱第 5 条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、その内容を審査した結果、使用(使用変更)を承認しないことと決定しましたので通知します。

記

使用(使用変更)を承認しない理由

別記第 4 号様式(第 9 条関係)

北広島団地地区ロゴマーク使用物件等報告書

年 月 日

北広島市長 様

北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

申請者			
使用する ロゴマーク		カラー	
		モノクロ	
使用目的			
使用形態			
使用承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用の様子	写真(ロゴマークを使用した写真)を添付してください。		

使用物件の提出が困難な場合は、その理由を記載してください。

理由	
----	--

別記第 5 号様式(第 12 条関係)

北広島団地地区ロゴマーク使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

北広島市長

北広島市北広島団地地区ロゴマークの制定及び使用に関する要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、ロゴマークの使用の承認を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

使用の承認を取り消した理由

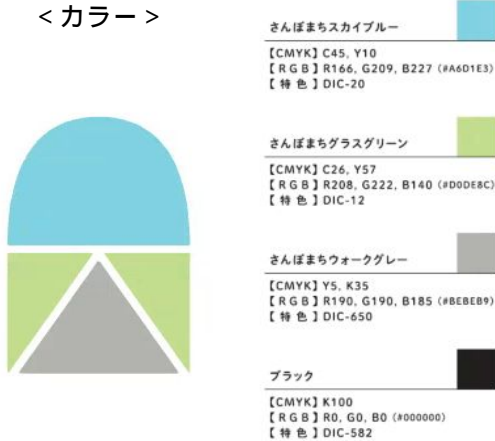
別図(第3条関係)

北広島団地地区ロゴマーク意匠マニュアル

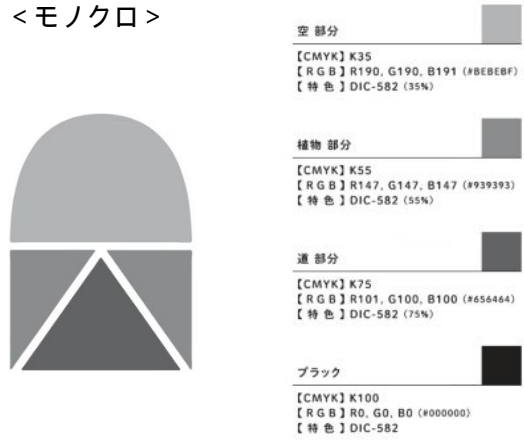
(1) 愛称 さんぽまち

(2) シンボルマーク 窓の外に見える道、自然及び空

<カラー>



<モノクロ>



(3) キャッチコピー 一緒にゆっくり、歩いていこう。

(4) ロゴマーク 市又は北広島団地の名称、第1号の愛称、第2号のシンボルマーク及び前号のキャッチコピーを組み合わせたものであって、次に定める意匠で構成

ア パターン1

<パターン1基本形1>

一緒にゆっくり、歩いていこう。



さんぽまち
KITAHIROSHIMA, HOKKAIDO

<パターン1基本形2>

一緒にゆっくり、歩いていこう。



さんぽまち
KITAHIROSHIMA-DANCHI

<パターン1基本形3>

一緒にゆっくり、歩いていこう。



さんぽまち
北広島団地

<パターン1バリエーション1>



一緒にゆっくり、歩いていこう。

さんぽまち
KITAHIROSHIMA, HOKKAIDO

<パターン1バリエーション2>



さんぽまち
KITAHIROSHIMA, HOKKAIDO

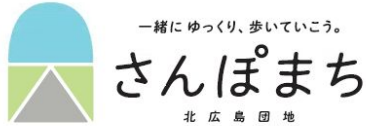
<パターン1バリエーション3>



<パターン1バリエーション4>



<パターン1バリエーション5>



<パターン1バリエーション6>



<パターン1バリエーション7>



<パターン1バリエーション8>



<パターン1バリエーション9>

一緒に
 ゆっくり、
 歩いていこう。

<パターン1バリエーション10>

一緒に
 ゆっくり、
 歩いていこう。



<パターン1バリエーション11>

一緒に
ゆっくり、
歩いていこう。



イ パターン2

<パターン2基本形1>

一緒に ゆっくり、歩いていこう。



<パターン2基本形2>

一緒に ゆっくり、歩いていこう。



<パターン2基本形3>

一緒に ゆっくり、歩いていこう。



<パターン2バリエーション1>



<パターン2バリエーション2>



<パターン2バリエーション3>



<パターン2バリエーション4>



<パターン2バリエーション5>



<パターン2バリエーション6>



<パターン2バリエーション7>



<パターン2バリエーション8>



<パターン2バリエーション9>

一緒に
ゆっくり、
歩いていこう。

<パターン2バリエーション10>

一緒に
ゆっくり、
歩いていこう。



<パターン2バリエーション11>

一緒に
ゆっくり、
歩いていこう。



ウ パターン3

<パターン3基本形1>

一緒に ゆっくり、歩いていこう。



さんぽまち
Sarpomachi
KITAHIROSHIMA, HOKKAIDO

<パターン3基本形2>

一緒に ゆっくり、歩いていこう。



さんぽまち
Sarpomachi
KITAHIROSHIMA-DANCHI

<パターン3基本形3>

一緒に ゆっくり、歩いていこう。



さんぽまち
Sarpomachi
北広島団地

<パターン3バリエーション1>



一緒に ゆっくり、歩いていこう。

さんぽまち
Sarpomachi
KITAHIROSHIMA, HOKKAIDO

<パターン3バリエーション2>



さんぽまち
Sarpomachi
KITAHIROSHIMA, HOKKAIDO

<パターン3バリエーション3>



<パターン3バリエーション4>



<パターン3バリエーション5>



<パターン3バリエーション6>



<パターン3バリエーション7>

一緒に
ゆっくり、
歩いていこう。

<パターン3バリエーション8>

一緒に
ゆっくり、
歩いていこう。



<パターン3バリエーション9>

一緒に
ゆっくり、
歩いていこう。



(5) ロゴマークの意味 次の表の左欄に掲げるロゴマークの区分に応じ、同表の右欄に掲げる意味

さんぽまち	「散歩道」を基に考案した造語であって、北広島団地地区内に存する自転車歩行者専用道路、曲線が美しい道、公園、豊かな自然等により健やかな生活を行うことができる環境が広がっていることを表現
窓の外に見える道、自然及び空	窓の外に見える道、自然及び空を表すものであって、家の中及びまち全体に優しさ及び楽しさがあること並びに北広島の頭文字「K」及び団地地区の頭文字「D」を表し北広島団地地区を世代を超えてつないでいくことを表現
一緒にゆっくり、歩いていこう。	子どもの成長を見守る家族に共通する願いであるとともに、住民が世代を超えて手を取り合うまち及び誰もが愛着を持って住み続けることができる場所であることを表現